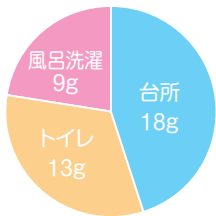


藍住町浄化槽設置整備補助金を利用して 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ

水環境を守るために、皆さんに知ってほしい事があります。
私たちが普段の生活で、どのくらい海や川に汚れを流しているか、まずは見てみましょう。



1人が1日に排出する
汚れ (40g) の内訳

(公財) 日本環境整備教育センター
「浄化槽の維持管理」より

生活排水の汚れ

- 1人1日当たり排出する生活排水の中には、40g (BOD: 水質汚濁の指標) の汚れが含まれています。
- 台所から出る汚れが全体の45%を占め、トイレよりも多いのです。

水質汚濁の原因として、家庭から排出される生活排水影響が最も大きいと言われており、水環境を守るためには、生活排水対策は重要です。

そこで、下水道に接続されていない地域では生活排水を処理するために、浄化槽が活躍しています!

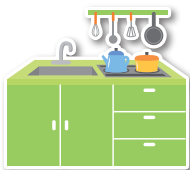


単独処理浄化槽

単独浄化槽やくみ取り式の場合は、台所・洗濯・風呂などの汚れはそのまま海や川へ流されます。

家庭排水の汚れ

40g → 32g



汚れの量
27g
そのまま
放流されます

27g+5g
= 32g
汚れ

汚れの量
13g



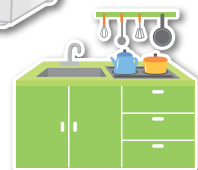
処理されて
5g

合併処理浄化槽

全ての生活排水の汚れを
10分の1まで
きれいにして流します

家庭排水の汚れ

40g → 4g



汚れの量
27g

汚れの量
13g



汚れの量
4g

一般家庭の汚水を処理する浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽があります。

合併処理浄化槽から排水される水質は公共下水道終末処理場と同程度であり、河川等の水環境を守るためにもたいへん有効です。

平成12年に浄化槽法が改正され、平成13年施

行。浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽とすることや、既に設置されている単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換に努めることなどが定められました。

自宅の浄化槽が単独処理浄化槽か、合併処理浄化槽か分からなければ保守点検業者にご確認ください。



藍住町浄化槽設置整備事業について

■補助対象地域

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域と地域下水道の処理区域を除く、町内全域

■補助対象者

延床面積の1/2以上を自己又はその親族の居住用建物に10人槽以下の浄化槽(高度処理型、窒素又はりん除去型及び環境配慮型)を設置し使用開始される方のうち、下記のいずれにも該当し、年度内に事業を完了できる方

- ①自ら浄化槽を設置しようとしている方
- ②町税等に滞納が無い者

※年度内に工事が完了しない場合は、補助金の交付ができません。

■交付申請受付期間

4月1日から12月27日まで
ただし、予定数に達した時点で受付を終了します。

■補助金手続の留意事項

必ず工事の着工前に申請してください。

■補助金額(上限額)

(1)転換補助

| 人槽区分 | 補助金額 |
|------|----------|
| 5人槽 | 360,000円 |
| 7人槽 | 462,000円 |
| 10人槽 | 585,000円 |

(2)撤去補助

| | 補助金額 |
|-------|----------|
| 単独浄化槽 | 120,000円 |
| くみ取り槽 | 90,000円 |

(3)宅内配管補助

| | 補助金額 |
|-------|----------|
| 単独浄化槽 | 300,000円 |
| くみ取り槽 | |

※転換補助に該当するのは、同一敷地内において既設の単独浄化槽又はくみ取り便所等を撤去し、これに換えて浄化槽を設置する場合です。ただし、建築確認申請を伴う場合は転換補助の対象にはなりません。

※撤去補助を受けるには、転換に伴い既存単独浄化槽又はくみ取り槽を完全に撤去する必要があります。

藍住町浄化槽設置整備事業補助金対象地域



水は地球の表面の70%を覆っています。
しかし、私たちが利用できるのは地球上に存在する水の1%以下です。
汚した水をきれいにして、川や海に戻すことは私たち一人一人の責任です。
合併処理浄化槽への転換をお願いします。

※補助に関する条件など詳細については下記までお問い合わせください。

